2024.1.12

第25回まつだ桜まつり出店要領(飲食出店者用)

１．開催目的

松田町の観光名所として定着している「松田山早咲き桜」をＰＲすることにより、町商業・観光の推進を図る。また、町の経済発展及び活性、県内外に町の魅力を発信し、にぎわいを創造する事業を展開し誘客を図り、元気な「まち」づくりに寄与するとともに観光の振興発展に資することを目的とする。

２．出店資格

（１）原則として、**屋台型臨時営業許可取得者(現地で飲食調理・販売する場合)であること。**

（２）飲食販売を出店する者

（３）出店許可条件を厳守する者

（４）かつて出店等でトラブル等発生しなかった者

（５）その他主催者が特に認める者

（６）桜まつり期間中全日程参加出来る者

３． 出店条件

（１）販売商品の品質管理

①　粗悪品の販売禁止

②　賞味期限内での販売

③　食品表示の徹底（食品表示法）

（２）飲食の衛生管理

　　①　食器類は使い捨て容器のみ

②　販売員は常に清潔であること

（３）出店料等について

　　① 桜まつり期間全日程**出店基本料：55,000円（税込）＋売上合計金額の10％**

② 出店料は主催者の指示に従い納付する。

　 出店料については2024年1月31日（水）までに下記指定口座へ振込する

こと。

また、売上合計金額の10％については、桜まつり最終日より1週間以内に

下記口座へ振込を行うこと。但し、売上実績報告については毎日実施する

もの。※（期日が土日祝の場合は翌営業日までとする）

【振込指定口座】

振込銀行　 さがみ信用金庫

支 店 名　　松田支店

口座種類　 普通預金

口 座 名　　TUDOI合同会社

口座番号　 365094

（４）その他

　　①　常に「おもてなし」の誠心をもって接客対応すること

　　②　食品衛生法、町条例その他の法令に抵触する行為の禁止

③　出店者によるゴミの処理等は、常に清潔にしておくこと

④　酒匂川臨時駐車場は交通安全上、出店することはできせん

⑤　各店で桜まつり、松田町をＰＲ出来る商品の販売、開発等の検討並びに協力す

ること

　　⑥　1店舗ブースは原則横2.5メートル、奥行き4メートル程度のスペースとする。

**以上、記載事項に反する行為をした場合、まつだ桜まつり実行委員会が衛生上問題ありと判断した場合は、改善を命じ、従わない場合は、直ちに出店許可を取り消し、撤去を命じることが出来ます。**

**飲食店ブースにおいて多数の応募を頂いた場合は、まつだ桜まつり実行委員会**

**にて厳正に協議をさせて頂き、決定させて頂きます。状況によってはご要望**

**にお応え出来ない可能性もありますのでご了承下さい。**